第71回定時株主総会招集ご通知

日時　2021年６月29日（火曜日）午前10時

場所　名古屋市中村区椿町６番９号
名鉄ニューグランドホテル 椿の間（７階）

２ページの「新型コロナウイルス感染症対策に関するお願い」をご確認ください。

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　取締役に対する金銭報酬額改定および取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

Rinnai

株 主 各 位

（証券コード 5947）
2021年６月７日

名古屋市中川区福住町２番26号
リンナイ株式会社
取締役社長 内 藤 弘 康

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネット等によっても議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、３頁から４頁のご案内に従って、2021年6月28日（月曜日）午後５時20分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	2021年６月29日（火曜日）午前10時
2 場　　所	名古屋市中村区椿町６番９号（ビックカメラ隣） 名鉄ニューグランドホテル　椿の間（７階） （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	**報告事項**　１．第71期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第71期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件 **決議事項**　**第１号議案**　剰余金の処分の件 **第２号議案**　取締役５名選任の件 **第３号議案**　補欠監査役１名選任の件 **第４号議案**　取締役に対する金銭報酬額改定および取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

当社ウェブサイト　https://www.rinnai.co.jp/

●事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書、連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書、個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、上記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、招集ご通知の添付書類には記載しておりません。上記のウェブサイト掲載事項は、招集ご通知に記載の各書類とともに、会計監査人および監査役の監査の対象に含まれております。
●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
●なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策に関するお願い

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、
株主総会を以下のとおり開催させていただきたく、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

株主の皆様へ

・本年も株主の皆様の安心・安全を最優先に、株主総会へのご来場を見合わせていただくことも含めて、ご検討をお願いいたします。
・特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会へのご来場について、慎重なご判断をお願いいたします。
・ご来場いただくほかに、書面またはインターネットによる議決権行使もできますので、事前行使を是非ご利用ください。詳細につきましては、３頁から４頁をご覧ください。

ご来場される株主様へ

・本年もお土産の配布を取りやめとさせていただきます。
・体調不良と見受けられる方には、ご入場をお控えいただく場合がございます。
・マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用など、感染予防に向けたご配慮・ご協力をお願いいたします。

当社の対応

・役員・運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で応対させていただきます。

●今後の状況により、株主総会の運営に変更が生ずる場合は、下記の当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。

当社ウェブサイト　https://www.rinnai.co.jp/

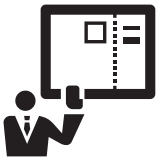

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後５時20分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後５時20分受付分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

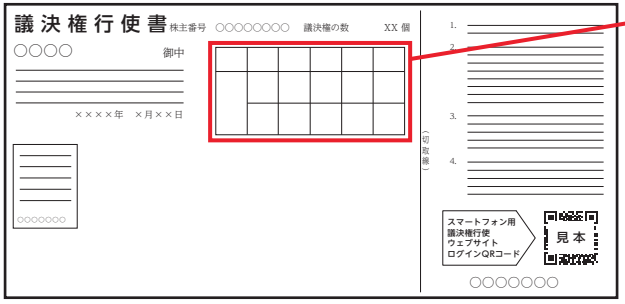

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・３・４号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等と書面（郵送）が同日に到着した場合は、インターネット等を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
※インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

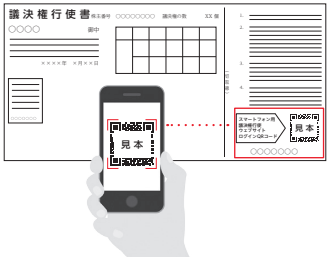

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

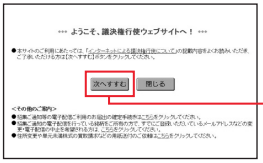

「次へすすむ」をクリック

2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

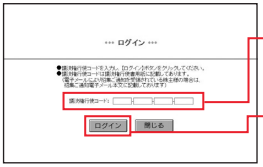

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

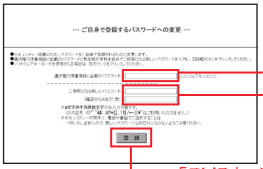

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定した利益還元を維持することが経営の重要政策のひとつであると考えており、連結業績や配当性向等を総合的に勘案いたしまして、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、中間配当金（１株につき55円、創業100周年記念配当５円含む）を含めました年間配当金は、１株につき125円となります。

（１）配当財産の種類	金銭
（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 **70円** **（内、創業100周年記念配当金5円含む）** 配当総額　**3,597,844,390円**
（３）剰余金の配当が効力を生じる日	2021年６月30日

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役７名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう２名減員し、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の地位および担当	属　性	取締役会出席状況
1	林（はやし）　謙治（けんじ）	当社代表取締役会長	再任	13回/13回（100%）
2	内藤（ないとう）　弘康（ひろやす）	当社代表取締役社長 社長執行役員	再任	13回/13回（100%）
3	成田（なりた）　常則（つねのり）	当社代表取締役 副社長執行役員社長補佐	再任	13回/13回（100%）
4	松井（まつい）　信行（のぶゆき）	当社社外取締役	再任 社外 独立	13回/13回（100%）
5	神尾（かみお）　隆（たかし）	当社社外取締役	再任 社外 独立	13回/13回（100%）

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

候補者番号 **1**

林（はやし） 謙治（けんじ）（1949年６月27日生）

再任

略歴、当社における地位および担当

1972年４月　当社入社
1978年９月　当社取締役
1980年２月　当社取締役 総合企画室長
1983年６月　当社常務取締役 生産技術部長
1992年７月　当社常務取締役 関連事業部長
2005年６月　当社取締役 常務執行役員関連事業部長
2006年６月　当社代表取締役副会長
2017年４月　当社代表取締役会長（現任）

所有する当社の株式数：2,454,024株

取締役候補者とした理由

林謙治氏は、1972年に当社入社以降、1978年より取締役として、その後に総合企画室長（現：経営企画部）、生産技術部長、関連事業部長（現：経営企画部に統合）を歴任しており、幅広く当社の経営に携わっております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 **2**

内藤（ないとう） 弘康（ひろやす）（1955年４月20日生）

再任

略歴、当社における地位および担当

1983年４月　当社入社
1991年６月　当社取締役 開発技術本部副本部長兼新技術開発部長
1998年７月　当社取締役 開発本部長
2001年７月　当社取締役 経営企画部長兼総務部長
2003年６月　当社常務取締役 経営企画部長兼総務部長
2005年６月　当社取締役 常務執行役員経営企画部長兼総務部長
2005年11月　当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況：名古屋鉄道株式会社 社外取締役

所有する当社の株式数：510,180株

取締役候補者とした理由

内藤弘康氏は、1983年に当社入社以降、1991年より取締役として、その後に開発本部長、経営企画部長、総務部長を歴任しており、幅広く当社の経営に携わっております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 **3**

成田常則（なりた つねのり）（1948年６月15日生）

再任

略歴、当社における地位および担当

1967年４月　当社入社
1988年６月　当社取締役 開発技術本部長兼品質保証部長
2001年６月　当社常務取締役 生産本部長
2005年６月　当社取締役 常務執行役員生産本部長
2005年11月　当社取締役 常務執行役員国内総括兼営業本部長
2006年４月　当社取締役 専務執行役員国内総括兼営業本部長
2009年４月　当社取締役 副社長執行役員開発本部、生産本部、海外事業本部、お客様部担当兼営業本部長
2010年４月　当社代表取締役 副社長執行役員開発本部、生産本部、海外事業本部、お客様部担当兼営業本部長
2010年10月　当社代表取締役 副社長執行役員開発本部、生産本部、海外事業本部担当兼営業本部長
2016年４月　当社代表取締役 副社長執行役員社長補佐、生産本部、海外事業本部管掌
2018年４月　当社代表取締役 副社長執行役員社長補佐（現任）

所有する当社の株式数：7,556株

取締役候補者とした理由

成田常則氏は、1967年に当社入社以降、1988年より取締役として開発技術本部長（現：開発本部）を、その後に生産本部長、営業本部長を歴任しており、幅広く当社の経営に携わっております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 **4**

松井信行（まつい のぶゆき）（1943年５月７日生）

再任
社外
独立

略歴、当社における地位および担当

1985年４月　名古屋工業大学工学部教授（電気情報工学科）
2004年１月　同大学学長
2010年４月　愛知教育大学監事、愛知県顧問（産業労働部）
2012年４月　中部大学理事長付特任教授
2014年６月　当社社外取締役（現任）
2021年４月　名古屋国際工科専門職大学学長（現任）

重要な兼職の状況：愛知時計電機株式会社 社外取締役、名古屋国際工科専門職大学 学長

所有する当社の株式数：0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松井信行氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、名古屋工業大学の教授や学長を歴任しております。学識者としての高い知識を生かし、社外取締役としての職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役として引続き選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名諮問委員および報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

候補者番号 **5**

神尾（かみお） 隆（たかし）（1942年11月27日生）

再任
社外
独立

略歴、当社における地位および担当

1965年４月　トヨタ自動車工業株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社
1996年６月　トヨタ自動車株式会社取締役
1999年６月　同　常務取締役
2001年６月　同　専務取締役
2005年６月　同　相談役
東和不動産株式会社代表取締役社長
2006年６月　中日本興業株式会社取締役
2010年５月　トヨタ自動車株式会社顧問
2010年６月　東和不動産株式会社相談役
2011年６月　中日本高速道路株式会社監査役
2016年６月　当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況：特定非営利活動法人ささえあい 理事長

所有する当社の株式数：0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

神尾隆氏は、トヨタ自動車株式会社専務取締役や東和不動産株式会社代表取締役社長などを歴任したことにより培われた豊富な経験と幅広い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役として引続き選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名諮問委員および報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．松井信行および神尾隆の各氏は、社外取締役候補者であります。
３．松井信行および神尾隆の各氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
松井信行氏　７年
神尾　隆氏　５年
４．当社は、神尾隆氏が理事長を務める特定非営利活動法人ささえあいに対して寄付を行っておりますが、年間５万円と僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
５．当社は、松井信行および神尾隆の各氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、法令が定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を補填の対象としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
７．当社は、松井信行および神尾隆の各氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏を引続き独立役員とする予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

再任
社外
独立

石川芳郎（いしかわよしろう）（1951年３月22日生）

略歴

2001年７月	国税庁長官官房 名古屋派遣国税庁監察官	2009年７月	岐阜南税務署長
2005年７月	名古屋国税局 調査部特別国税調査官	2011年８月	石川芳郎税理士事務所 所長（現任）
2008年７月	名古屋国税不服審判所 国税審判官	2011年10月	一般社団法人中川法人会 専務理事（現任）

重要な兼職の状況：一般社団法人中川法人会 専務理事

所有する当社の株式数：0株

補欠社外監査役候補者とした理由

石川芳郎氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士としての豊富な経験や知識に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．石川芳郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．当社は、石川芳郎氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、法令が定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を補填の対象としております。石川芳郎氏が監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

５．当社は、石川芳郎氏が監査役に就任した場合には、同氏を独立役員として東京証券取引所および名古屋証券取引所に届け出る予定であります。

第４号議案　取締役に対する金銭報酬額改定および取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役に対する金銭報酬額の改定および取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬の導入について以下のとおりといたしたいと存じます。

１．提案の理由

当社の取締役の報酬等の額は、2008年６月27日開催の第58回定時株主総会において、月額45百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社を取り巻く事業環境やコーポレートガバナンスに関する要請の変化等を鑑み、当社の着実な中長期の企業価値創造を促すことを目的として年次賞与制度および譲渡制限付株式報酬制度を導入することといたしました。なお、当社は、報酬等の決定における客観性と透明性を一層確保することを目的として、2021年２月10日の取締役会において、取締役会の諮問機関として構成員の過半数を独立社外取締役とする報酬諮問委員会の設置を決議しており、報酬等の決定方針の改定に際しては、報酬諮問委員会における審議を経た上で、取締役会で決定しております。

なお、現在の取締役は７名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案「取締役５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は５名（うち社外取締役２名）となります。

２．取締役に対する金銭報酬額の改定について

報酬制度の見直しにより、当社取締役に支給する金銭報酬について、基本報酬、年次賞与それぞれについて個別に総額の上限を設定することとし、今後は、基本報酬を年額370百万円以内（うち、社外取締役分50百万円以内）、年次賞与を年額220百万円以内と定めることにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。なお、上記の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

３．取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定について

役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の持続的な企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬額とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額120百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものと致します。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年２万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、14ページ記載の「第72期における当社の取締役の報酬等の決定方針」をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任または退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が、正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合、または②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以　上

【ご参考】

第72期における当社の取締役の報酬等の決定方針

第72期における当社取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容の概要は、以下（①～④）のとおりです。

①取締役の報酬等の決定方針

当社は、取締役の報酬等の内容の決定について、堅実経営を図るため業績連動報酬制を採用せず固定報酬制のみとしておりましたが、今般、当社を取り巻く事業環境やコーポレートガバナンスに関する要請の変化等を鑑み、当社の着実な中長期的企業価値創造を促すことを目的として年次賞与制度および譲渡制限付株式制度を導入することとし、基本的な方針を以下のとおり定めております。

（基本原則）

1．当社の着実な中長期的企業価値創造を促すことを目的とする

・企業価値向上や目標達成を、全社一丸となって実現することを健全に動機付けることができる報酬水準・報酬構成とする

・財務業績指標による定量的な評価と中長期的取組みに対する評価を報酬に適切に反映することにより、毎期の堅実な業績目標達成と中長期的価値創造を動機付ける

・中長期的な株式保有を促進することにより、着実な企業価値向上に向かって株主との利害共有を図る

2．株主を含む幅広いステークホルダーに対する説明責任を果たすことができる客観性と透明性を確保する

・報酬の決定方針については、独立社外取締役を主要な構成員とする報酬諮問委員会において審議を行い、その答申を得て取締役会において決定する

・報酬水準と報酬構成割合については、同等規模の比較対象企業群との客観的な比較を行うことにより継続的に妥当性を検証する

②報酬体系

当社の取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬で構成されており、その構成割合は、企業価値向上や目標達成を健全に動機付けることを目的として、基本報酬と業績連動報酬の比率が概ね70：30となるよう設定しております。また、業績連動報酬は、毎期の堅実な業績目標達成を促すことを目的とした年次賞与、および中長期的な株式保有を通じて着実な企業価値向上と株主の皆様との利害共有を図ることを目的とした譲渡制限付株式で構成されております。

なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営に対する監督および助言を行う機能の適切な発揮を促す観点から、固定報酬である基本報酬のみとしております。

報酬構成および各報酬構成要素の概要は以下のとおりです。

（報酬構成）

（各報酬構成要素の概要）

報酬の種類	概要
基本報酬	役位と職責に応じて設定された固定額を毎月支給する現金報酬
年次賞与	毎期の堅実な業績目標達成と中長期的価値創造を促すことを目的とした現金報酬 全社業績連動部分（80%）と個人評価部分（20%）で構成 ・全社業績連動部分は、経営上の重要指標である連結営業利益および単体営業利益の目標達成度により、標準額の０～150%の範囲で変動 ・個人評価部分は、各取締役の担当領域等に応じた重点指標や中長期的成長に向けた取組み、ESGに関する取組み等により、標準額の０～150%の範囲で変動 ・各事業年度終了後に一括現金支給
譲渡制限付株式	中長期的な株式保有を通じて着実な企業価値向上と株主の皆様との利害共有を図ることを目的とした株式報酬 ・原則、毎期譲渡制限付株式を交付し、取締役等退任時に譲渡制限を解除

なお、特定の取締役が一定数以上の大量の株式を中長期的に保有している場合において、業績連動報酬の目的やインセンティブとしての機能の実効性等に鑑み、当該取締役を譲渡制限付株式の交付対象者とせず、当該取締役に対する業績連動報酬は全て年次賞与とする場合があります。譲渡制限付株式の交付対象者については、報酬諮問委員会における審議を経て取締役会で決議するものとします。

③報酬水準

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬水準は、企業価値向上や目標達成を全社一丸となって実現することを健全に動機付けることが可能な報酬水準となるよう、外部専門機関が運営する客観的な役員報酬調査データ（ウイリス・タワーズワトソン社の「経営者報酬データベース」）等を活用して、当社と同等規模の比較対象企業群を選定の上ベンチマークを行い、役位と職責に応じて適切に設定しております。

④報酬決定プロセス

当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針は、社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会における客観的な審議を経て取締役会決議により決定されるものとします。なお、年次賞与の個人評価部分の評価等を含め、取締役の個人別報酬額はその決定プロセスにおける判断の客観性と透明性を一層確保するため、取締役会における委任の決議を受けた報酬諮問委員会における審議により決定されるものとします。

報酬諮問委員会の審議においては、客観的視点および報酬制度に関する専門的な知見等を参考とするため、必要に応じて外部専門機関（2020年度はウイリス・タワーズワトソン社）から情報等を得ております。

なお、第72期にかかる方針についての審議を行った報酬諮問委員会の構成および活動状況は以下のとおりです。

（構成）

代表取締役社長　内藤　弘康
社外取締役　松井　信行（議長）
社外取締役　神尾　隆

（活動状況）

2021年2月10日：報酬諮問委員会の構成および権限等についての審議
2021年4月23日：第72期にかかる方針についての審議

（添付書類）

事業報告（2020年４月1日から2021年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を色濃く受け、段階的な経済活動の再開が進んだものの感染症収束の目途は立っておらず、依然として多くの国で経済活動への規制が続き、深刻な状況が続いています。また国内経済においても経済活動の持ち直しの動きは続いておりますが、非製造業では弱さが見られ経済活動の先行きは不透明な状況となっております。

国内の住宅関連業界は、新設住宅着工戸数において持家住宅には回復が見られますが、全体的に緩やかな減少が続き、住宅設備機器業界では展示会等のイベント自粛により消費者接点の機会が減少し、需要の回復には至っておりません。

このような状況のもと、当社グループは中期経営計画「Ｇ－ｓｈｉｆｔ ２０２０」の最終年度として、「熱と暮らし」「健康と暮らし」をキーワードに、既存商品やサービスの提供に加え、自社のコア技術に新しい技術を取り込んだ独自の商品・サービスの創出に努めました。また当期、創業100周年を迎えた当社グループは、健全で心地よい暮らし方を創造する企業として、次の100年に向けた持続的な成長を目指して活動しております。

当期の業績につきましては、新型コロナウイルス感染症による事業活動への影響を受けるも、当社グループ全体での徹底した原価低減活動に努めるとともに、感染症拡大に伴う巣ごもり需要を取り込み、高付加価値商品のガスコンロや給湯機器の販売が伸長しました。

この結果、当期の業績は、売上高3,443億64百万円（前期比1.1％増）、営業利益406億90百万円（前期比18.2％増）、経常利益424億円（前期比18.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は275億81百万円（前期比27.9％増）となりました。

	第70期（2020年３月期）	第71期（2021年３月期）	前期比	
	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
売上高	340,460	344,364	3,904	1.1％
営業利益	34,422	40,690	6,268	18.2％
経常利益	35,679	42,400	6,721	18.8％
親会社株主に帰属する当期純利益	21,561	27,581	6,020	27.9％

セグメントの業績の概況は次のとおりであります。

〈日本〉

売上高
1,831億36百万円
（前期比1.1%増）

ガス衣類乾燥機や食器洗い乾燥機の伸長とともに、巣ごもり需要によりオート調理機能付ガスコンロの販売が増加、また年末の寒波による給湯機器の買替えが発生し、日本の売上高は1,831億36百万円（前期比1.1％増）、営業利益は245億44百万円（前期比18.6％増）となりました。

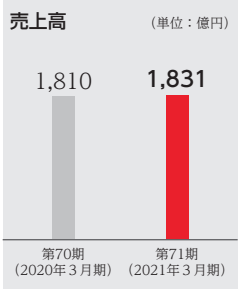

〈アメリカ〉

売上高
369億71百万円
（前期比11.6%増）

新型コロナウイルス感染症に伴う巣ごもり需要に加え、感染症リスクの回避として郊外へ移住する動きが高まり住宅市場は好調に推移、タンクレスガス給湯器の販売も拡大を続け、アメリカの売上高は369億71百万円（前期比11.6％増）、営業利益は21億77百万円（前期比12.3％増）となりました。

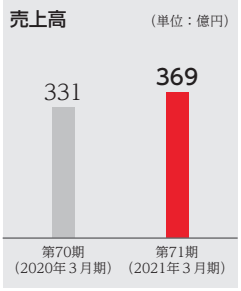

〈オーストラリア〉

売上高
243億11百万円
（前期比2.8%増）

タンクレスガス給湯器や貯湯式給湯器の販売が順調であり、新型コロナウイルス感染症に伴う在宅勤務の増加により暖房機器の販売が伸長し、オーストラリアの売上高は243億11百万円（前期比2.8％増）、営業利益は９億11百万円（前期比132.2％増）となりました。

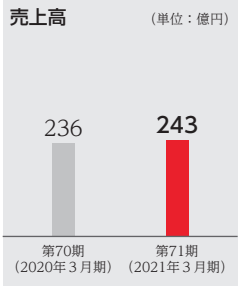

〈中国〉

売上高
411億60百万円
（前期比6.9%減）

新型コロナウイルス感染症による年初の大幅な売上減少が響き、中国の売上高は411億60百万円（前期比6.9%減）となりましたが、経済活動規制の解除以降、インターネット販売を中心に給湯器の販売が回復し、営業利益は66億67百万円（前期比4.0%増）となりました。

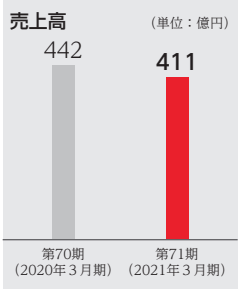

〈韓国〉

売上高
283億58百万円
（前期比2.4%増）

韓国政府による新型コロナウイルス感染症対策の緊急災難支援金によりガスコンロ、電気コンロともに販売が増加、また環境規制強化に伴う高効率ボイラーの販売が伸長し、韓国の売上高は283億58百万円（前期比2.4%増）、営業利益は１億41百万円（前期は営業損失17百万円）となりました。

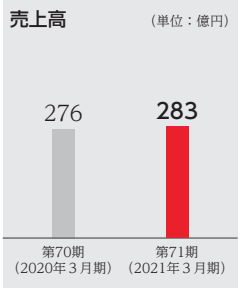

〈インドネシア〉

売上高
112億48百万円
（前期比5.1%増）

新型コロナウイルス感染症に伴う巣ごもり需要によりテーブルコンロの販売が伸長し、また高価格帯のビルトインコンロやレンジフードは新商品効果も加わり販売が大幅に増加、インドネシアの売上高は112億48百万円（前期比5.1%増）、営業利益は24億23百万円（前期比51.4%増）となりました。

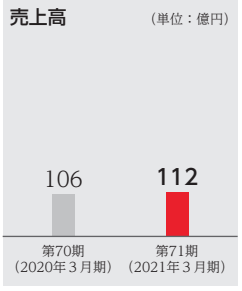

セグメント別売上高および営業利益

セグメント	第70期(前期)(2020年３月期)		第71期(当期)(2021年３月期)		対前期増減率	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益	売上高	営業利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%
日本	181,072	20,703	183,136	24,544	1.1	18.6
アメリカ	33,133	1,939	36,971	2,177	11.6	12.3
オーストラリア	23,652	392	24,311	911	2.8	132.2
中国	44,226	6,410	41,160	6,667	△6.9	4.0
韓国	27,695	△17	28,358	141	2.4	-
インドネシア	10,699	1,600	11,248	2,423	5.1	51.4
その他	19,979	2,976	19,177	2,881	△4.0	△3.2
調整額	-	416	-	943	-	-
連結損益計算書計上額	340,460	34,422	344,364	40,690	1.1	18.2

（注）１．その他には、台湾、タイ、ベトナム、ニュージーランド、ブラジル等の現地法人の事業活動を含んでおります。
２．売上高は外部顧客への売上高であります。また、営業利益の調整額はセグメント間取引消去等であります。

部門別の売上高につきましては、給湯機器が1,957億55百万円（前期比0.2％減）、厨房機器が884億41百万円（前期比2.6％増）、空調機器が190億13百万円（前期比0.6％増）、業用機器が77億26百万円（前期比9.7％減）、その他が334億28百万円（前期比8.9％増）となりました。

部門別売上高

部門	第70期(前期)(2020年３月期)		第71期(当期)(2021年３月期)		対前期増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
給湯機器	196,122	57.6	195,755	56.8	△0.2
厨房機器	86,193	25.3	88,441	25.7	2.6
空調機器	18,901	5.6	19,013	5.5	0.6
業用機器	8,556	2.5	7,726	2.2	△9.7
その他	30,685	9.0	33,428	9.7	8.9
合計	340,460	100.0	344,364	100.0	1.1

(2) 設備投資等の状況

当社グループの当期における設備投資は、国内外の生産拠点の拡充による建物等への投資、新製品生産を目的とした各種金型を含む工具器具および備品への投資、原価低減・品質向上を目的とした機械装置の更新および合理化への投資等により、総額は133億１百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当期において新規の重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響や、感染症予防に伴う生活様式や働き方の変化が続くと思われます。また米中の通商問題に加え、素材価格の高騰や世界的な部品調達リスクの高まりなど、当社グループを取り巻く事業環境は極めて厳しい状況となっております。

このような状況のもと、当社グループは2021年度を初年度とする中期経営計画「ＮｅｗＥＲＡ ２０２５」を掲げ、健全で心地よい暮らし方を創造する企業として、「生活の質の向上」と「地球環境問題への対応」をテーマに、様々な商品・サービスを提供してまいります。国内においては、生活の質の向上に貢献するガス衣類乾燥機や食器洗い乾燥機に加え、地球温暖化対策に貢献するハイブリッド給湯・暖房システムＥＣＯ ＯＮＥ（エコワン）などの環境・省エネ性に優れた給湯機器など、当社のビジネスとして独自性の強い商品群の販売を強化してまいります。また海外においては、アメリカを中心にタンクレスガス給湯器の拡販に努めるとともに、新興国や未進出地域への販路拡大を進めてまいります。

2022年３月期の業績見通しは、売上高3,650億円（前期比6.0％増）、営業利益410億円（前期比0.8％増）、経常利益420億円（前期比0.9％減）、親会社株主に帰属する当期純利益260億円（前期比5.7％減）を予想しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第68期 (2018年３月期)	第69期 (2019年３月期)	第70期 (2020年３月期)	第71期(当期) (2021年３月期)
売　上　高（百万円）	347,071	348,022	340,460	344,364
経常利益（百万円）	34,286	33,318	35,679	42,400
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	21,194	20,480	21,561	27,581
１株当たり当期純利益(円)	410.41	398.45	419.49	536.62
総　資　産（百万円）	422,422	430,885	450,486	497,291
純　資　産（百万円）	307,965	320,696	340,959	371,318
１株当たり純資産(円)	5,589.17	5,819.80	6,140.52	6,660.40

（注）１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、１株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。

売上高　（単位：百万円）

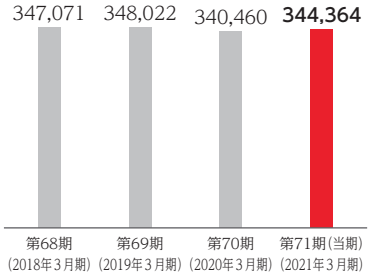

経常利益　（単位：百万円）

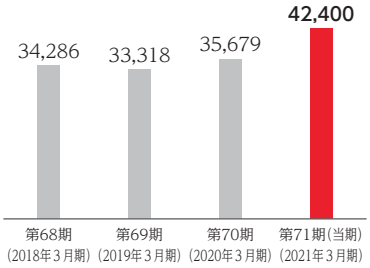

親会社株主に帰属する当期純利益　（単位：百万円）

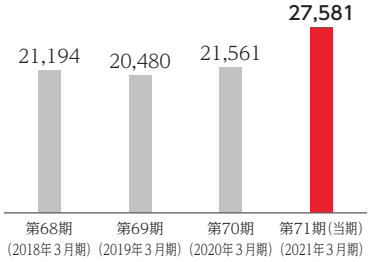

1株当たり当期純利益　（単位：円）

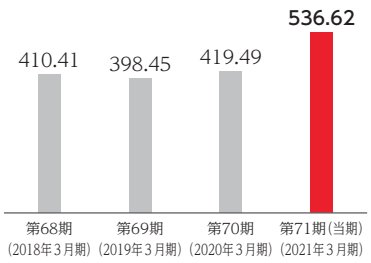

総資産/純資産　（単位：百万円）

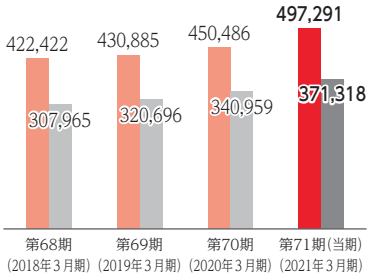

1株当たり純資産　（単位：円）

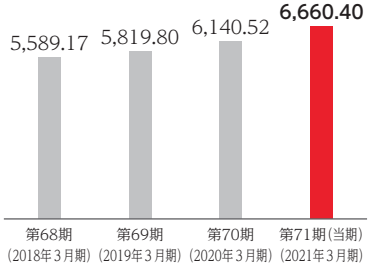

(6) 重要な子会社の状況（2021年３月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社柳澤製作所	150百万円	100.0%	ガス機器の製造販売
リンナイテクニカ株式会社	200百万円	100.0%	ガス機器の製造販売
アール・ビー・コントローールズ株式会社	150百万円	100.0%	電子制御機器の製造販売
リンナイ精機株式会社	128百万円	100.0%	ガス機器部品の製造販売
株式会社ガスター	2,450百万円	90.0%	ガス機器の製造販売
リンナイネット株式会社	300百万円	100.0%	ガス機器の販売
リンナイオーストラリア株式会社	20百万豪ドル	※100.0%	ガス機器の製造販売
リンナイアメリカ株式会社	81百万米ドル	100.0%	ガス機器の製造販売
リンナイコリア株式会社	15,107百万ウォン	※100.0%	ガス機器の製造販売
上海林内有限公司	74百万元	50.0%	ガス機器の製造販売
リンナイインドネシア株式会社	3,085百万ルピア	52.0%	ガス機器の製造販売

（注）※間接保有を含む出資比率を記載しております。

(7) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社グループは、ガス機器の製造・販売を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおりますが、部門別の主な製品は次のとおりであります。

部　門	主　要　製　品
給湯機器	給湯器、ふろ給湯器、給湯暖房機、ハイブリッド給湯・暖房システム等
厨房機器	テーブルコンロ、ビルトインコンロ、オーブン、食器洗い乾燥機、レンジフード、炊飯器等
空調機器	ファンヒーター、ＦＦ暖房機、赤外線ストーブ等
業用機器	業務用焼物器、業務用レンジ、業務用炊飯器等
その他	衣類乾燥機、赤外線バーナー、部品等

(8) 主要な営業所および工場（2021年３月31日現在）

① 当社

名　称		所　在　地
本社等拠点	本社	名古屋市中川区
	技術センター	愛知県丹羽郡大口町
	生産技術センター	愛知県小牧市
	総合物流センター	愛知県小牧市
	リンナイパーツセンター	愛知県岩倉市
製造拠点	大口工場	愛知県丹羽郡大口町
	瀬戸工場	愛知県瀬戸市
	暁　工場	愛知県瀬戸市
営業拠点	東北支社	仙台市若林区
	関東支社	東京都品川区
	中部支社	名古屋市中川区
	関西支社	大阪市淀川区
	九州支社	福岡市博多区

② 子会社

名　　称	所　　在　　地
株式会社柳澤製作所	大阪府門真市
リンナイテクニカ株式会社	東京都港区
アール・ビー・コントロールズ株式会社	石川県金沢市
リンナイ精機株式会社	愛知県小牧市
株式会社ガスター	神奈川県大和市
リンナイネット株式会社	名古屋市中川区
リンナイオーストラリア株式会社	オーストラリア ビクトリア州メルボルン市
リンナイアメリカ株式会社	アメリカ ジョージア州ピーチツリー市
リンナイコリア株式会社	韓国 仁川広域市
上海林内有限公司	中国 上海市
リンナイインドネシア株式会社	インドネシア ジャカルタ市

(9) 従業員の状況（2021年３月31日現在）

従　業　員　数	前期末比増減数
10,386名	65名減

（注）上記の数には、臨時従業員数は含まれておりません。
なお、臨時従業員の期中平均人数は、2,442名であります。

2 会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　200,000,000株
② 発行済株式の総数　51,397,777株
（自己株式218,686株を除く）
③ 株主数　3,595名

（ご参考）
所有者別の株式保有比率

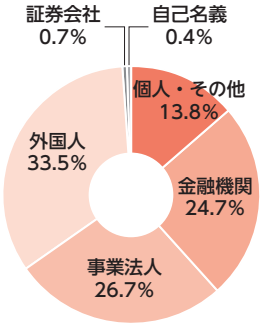

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
内藤株式会社	6,215	12.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,077	7.93
株式会社好兼商事	3,002	5.84
林謙治	2,454	4.77
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,378	4.62
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND	1,237	2.40
STATE STREET BANK WEST CLIENT－TREATY 505234	856	1.66
東京瓦斯株式会社	784	1.52
株式会社日本カストディ銀行(信託口９)	731	1.42
日本生命保険相互会社	720	1.40

（注）　持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	林　　謙　　治	
代表取締役社長 （社長執行役員）	内　藤　弘　康	名古屋鉄道株式会社 社外取締役
代表取締役 （副社長執行役員）	成　田　常　則	社長補佐
取締役 （専務執行役員）	小　杉　將　夫	経営企画本部長
取締役 （専務執行役員）	近　藤　雄　二	海外事業本部長
取締役	松　井　信　行	愛知時計電機株式会社 社外取締役
取締役	神　尾　　隆	特定非営利活動法人ささえあい 理事長
常勤監査役	石　川　治　彦	
常勤監査役	進　士　克　彦	
監査役	松　岡　正　明	公認会計士 カネ美食品株式会社 監査役 ミタチ産業株式会社 社外取締役[監査等委員]
監査役	渡　邉　一　平	弁護士 豊和工業株式会社 社外取締役[監査等委員]

（注）１．取締役松井信行および神尾隆の各氏は、社外取締役であります。
２．監査役松岡正明および渡邉一平の各氏は、社外監査役であります。
３．監査役松岡正明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、取締役松井信行および神尾隆の各氏並びに監査役松岡正明および渡邉一平の各氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役２名および社外監査役２名は、当社と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社のすべての取締役、監査役、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人を対象とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を補填の対象としており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

① 当事業年度にかかる報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	289 (14)	289 (14)	－ (－)	－ (－)	7 (2)
監　査　役 （うち社外監査役）	41 (10)	41 (10)	－ (－)	－ (－)	4 (2)
合　　計 （うち社外役員）	330 (24)	330 (24)	－ (－)	－ (－)	11 (4)

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、2008年６月27日開催の第58回定時株主総会において月額45百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、７名（社外取締役の選任はありません）です。
３．監査役の報酬限度額は、2008年６月27日開催の第58回定時株主総会において月額５百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、４名です。
４．当事業年度末現在の取締役は７名（うち社外取締役は２名）、監査役は４名(うち社外監査役は２名)であります。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2014年６月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針および役員報酬規程を決議しております。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、当該決定方針および役員報酬規程を基に、2020年6月26日開催の取締役会において委任を受けた代表取締役社長が、他の代表取締役と協議し決定しております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、当社の取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

当社の取締役の報酬は、堅実経営を図るために固定報酬制のみとし、報酬額については、株主総会の決議により報酬限度額を定める中、役員報酬調査会社の客観的な調査結果を参考にしつつ、取締役会にて決議された役員報酬規程に基づき、短期業績や個人の経営貢献度を総合的に勘案し、取締役会より委任を受けた代表取締役社長が他の代表取締役と協議し決定します。委任をした理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の個人別評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏　名	重要な兼職の状況	当社との取引関係
取締役	松井信行	・愛知時計電機株式会社 社外取締役	当社と兼職先との間には 特別の関係はありません。
取締役	神尾　隆	・特定非営利活動法人ささえあい 理事長	当社は特定非営利活動法人ささえあいに 寄付を行っておりますが、 その寄付額は年間５万円と僅少であります。
監査役	松岡正明	・公認会計士 ・カネ美食品株式会社 監査役 ・ミタチ産業株式会社 社外取締役[監査等委員]	当社と兼職先との間には 特別の関係はありません。
監査役	渡邉一平	・弁護士 ・豊和工業株式会社 社外取締役[監査等委員]	当社と兼職先との間には 特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏　名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	松井信行	13回/13回 （100%）	—	大学の教授や学長の経験に基づく学識者としての見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に技術・開発面において専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度より指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定および役員報酬決定における監督機能を担っております。
取締役	神尾　隆	13回/13回 （100%）	—	他の会社の取締役を歴任した豊富な経験と幅広い見識から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に会社経営の面から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度より指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定および役員報酬決定における監督機能を担っております。
監査役	松岡正明	13回/13回 （100%）	16回/16回 （100%）	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	渡邉一平	13回/13回 （100%）	16回/16回 （100%）	弁護士としての専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

5 会計監査人の状況

(1) 名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．なお、重要な子会社のうち在外子会社については、他の監査人が監査を行っております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

連結貸借対照表（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**332,153**	**流動負債**	**99,538**
現金及び預金	186,412	支払手形及び買掛金	21,974
受取手形及び売掛金	74,997	電子記録債務	33,527
電子記録債権	9,350	未払金	17,087
有価証券	18,522	未払消費税等	2,794
商品及び製品	25,532	未払法人税等	7,380
原材料及び貯蔵品	17,558	賞与引当金	4,804
その他	2,531	製品保証引当金	3,568
貸倒引当金	△2,751	その他	8,400
固定資産	**165,138**	**固定負債**	**26,434**
有形固定資産	**86,672**	繰延税金負債	10,926
建物及び構築物	34,221	環境対策引当金	2,255
機械装置及び運搬具	15,618	退職給付に係る負債	9,660
工具、器具及び備品	4,525	その他	3,592
土地	24,078	**負債合計**	**125,973**
リース資産	3,394	**純資産の部**	
建設仮勘定	4,834	**株主資本**	**329,219**
無形固定資産	**3,232**	資本金	6,459
投資その他の資産	**75,234**	資本剰余金	8,648
投資有価証券	40,783	利益剰余金	315,992
退職給付に係る資産	28,096	自己株式	△1,881
繰延税金資産	3,774	**その他の包括利益累計額**	**13,110**
その他	2,637	その他有価証券評価差額金	6,058
貸倒引当金	△57	為替換算調整勘定	△2,885
		退職給付に係る調整累計額	9,937
		非支配株主持分	**28,989**
		純資産合計	**371,318**
資産合計	**497,291**	**負債純資産合計**	**497,291**

連結損益計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**344,364**
売上原価		**229,032**
売上総利益		**115,331**
販売費及び一般管理費		**74,641**
営業利益		**40,690**
営業外収益		
受取利息	957	
受取配当金	371	
その他	851	**2,179**
営業外費用		
支払利息	50	
為替差損	115	
固定資産除却損	193	
その他	110	**469**
経常利益		**42,400**
特別利益		
投資有価証券売却益	1,445	**1,445**
税金等調整前当期純利益		**43,846**
法人税、住民税及び事業税	11,017	
法人税等調整額	585	**11,602**
当期純利益		**32,243**
非支配株主に帰属する当期純利益		4,662
親会社株主に帰属する当期純利益		**27,581**

貸借対照表（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**163,747**	**流動負債**	**48,917**
現金及び預金	89,480	買掛金	14,654
受取手形	4,233	電子記録債務	19,420
売掛金	32,797	リース債務	34
電子記録債権	8,259	未払金	4,786
有価証券	16,502	未払費用	715
商品及び製品	8,434	未払法人税等	4,600
原材料及び貯蔵品	3,629	預り金	151
その他	418	賞与引当金	2,589
貸倒引当金	△9	製品保証引当金	705
固定資産	**126,599**	その他	1,260
有形固定資産	**38,792**	**固定負債**	**7,228**
建物	16,405	リース債務	63
構築物	1,187	退職給付引当金	3,308
機械及び装置	4,396	その他	3,856
車両運搬具	85	**負債合計**	**56,146**
工具、器具及び備品	1,755	**純資産の部**	
土地	12,265	**株主資本**	**228,352**
リース資産	88	**資本金**	**6,459**
建設仮勘定	2,607	**資本剰余金**	**8,719**
無形固定資産	**1,331**	資本準備金	8,719
ソフトウエア	999	**利益剰余金**	**215,055**
リース資産	0	利益準備金	1,614
その他	330	その他利益剰余金	213,440
投資その他の資産	**86,475**	別途積立金	190,000
投資有価証券	37,729	繰越利益剰余金	23,440
関係会社株式	32,351	**自己株式**	**△1,881**
関係会社出資金	1,870	**評価・換算差額等**	**5,847**
前払年金費用	13,487	その他有価証券評価差額金	5,847
その他	1,055	**純資産合計**	**234,199**
貸倒引当金	△19		
資産合計	**290,346**	**負債純資産合計**	**290,346**

損益計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		212,388
売上原価		157,781
売上総利益		54,606
販売費及び一般管理費		33,994
営業利益		20,612
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,854	
その他	1,235	3,090
営業外費用		187
経常利益		23,515
特別利益		
投資有価証券売却益	1,440	1,440
税引前当期純利益		24,955
法人税、住民税及び事業税	6,659	
法人税等調整額	88	6,747
当期純利益		18,208

連結計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月12日

リンナイ株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴木晴久　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　北岡宏仁　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リンナイ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リンナイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

リンナイ株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴木晴久　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　北岡宏仁　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リンナイ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式等で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月17日

リンナイ株式会社　監査役会

常勤監査役　石　川　治　彦　㊞

常勤監査役　進　士　克　彦　㊞

監査役　松　岡　正　明　㊞

監査役　渡　邉　一　平　㊞

(注)監査役松岡正明及び監査役渡邉一平は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

メ　モ

定時株主総会会場ご案内図

会　場　**名鉄ニューグランドホテル 椿の間（7階）**
名古屋市中村区椿町６番９号（ビックカメラ隣）

交　通　JR・名鉄・近鉄・地下鉄、名古屋駅より徒歩約５分

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。